

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

"Roy's Rock" in the Alabama supreme court

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2004-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山口, 智, Yamaguchi, Satoru メールアドレス: 所属: |
| URL | https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/774 |

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



裁判所庁舎の十戒記念碑

山 口 智

2003年の夏、ある事件が全米の注目を集めた。アラバマ州最高裁判所のムーア(Roy S. Moore)長官が自ら裁判所庁舎内に設置させた十戒の記念碑について、連邦裁判所が国教禁止条項⁽¹⁾違反と判断したにもかかわらず、長官は裁判所の撤去命令を無視しようとしたのである。本稿はこの事件の経過をたどり、国教禁止条項に関する最近の下級審判例の一端に触れようとするものである。

1. 前 史

アラバマ州の事件は後述する特異な経過ゆえに注目を集めたが、十戒を何らかの形で展示すること自体は、さして特異なものではない。

神がモーゼに与えたという(出エジプト記20章、申命記5章)十戒は、聖俗の両面を併せ持っている。前半は神を信じる者の宗教的義務に関わるもので、神が人間の支配者であることを宣し、唯一神の崇拜と安息日の遵守を命じ、偶像崇拜や、無用に神の名を唱えることを禁じている。後半は世俗的規範に関わるもので、父母を敬うように命じ、殺人、姦淫、盗み、偽証、貪欲を禁じている。

このような十戒の規範性に着目したのが、1940年代にミネソタ州少年裁判

(1) アメリカ合衆国憲法修正1条「連邦議会は、国教の樹立に関する法律…を制定してはならない」。Everson v. Board of Education, 330 U.S.1(1947)以降の判例は、修正14条によって州にも適用されるとしている。

所判事であったルーゲマー(E.J. Ruegamer)である。彼は少年事件の増加を憂慮して、若者に共通の行為規範を与えようとした。そして十戒こそが必要な導きになると考えたのである。そこで判事は、印刷した十戒の掲示をミネソタ州の少年裁判所から始めて全国に広めることを企て、自由・真理・正義の促進を目的とする慈善団体のイーグルス友愛組合(Fraternal Order of Eagles)に資金援助を求めた。友愛組合は当初、計画が強制的かつ宗派的にならないか懸念したが、ユダヤ・プロテスタント・カトリックの代表が、いずれの宗派にも偏らない十戒を編んだことで、判事の計画に賛同した。同時期に映画「十戒」を製作していたデミル(Cecil B. DeMille)は、印刷した紙ではなく、青銅製の銘板を配るよう提案したが、判事は御影石がより相応しいと考えた。その後判事はミネソタ州の会社に十戒を刻んだ石碑を作らせ、友愛組合支部の寄贈によって十戒の石碑は1950年代に各地に広がったのである。⁽²⁾

十戒石碑に関する初期の裁判に、1973年のAnderson v. Salt Lake City Corp. がある。市及び郡が、庁舎入口近くの敷地で石碑の設置を許可し、公金で照明設備を設けたことに対して、差し止めと石碑の撤去が求められた。第10巡回区連邦控訴裁判所は、石碑が強制を伴わないこと、十戒が古代の宗教性を反映しつつも、法の基礎であるという世俗性を併せ持つことを理由に、石碑は主として世俗的であり、国教樹立につながる目的及び効果を持たないとして地裁の違憲判決を破棄している。⁽³⁾

連邦最高裁判所は1960年代初期に、公立学校での聖書朗読や祈りについて違憲判決を下した⁽⁴⁾が、各地では判決に対する批判が残り、公立学校にキリスト教の要素を取り戻そうとする動きが続いた。1980年のStone v. Graham事件では、印刷した十戒を公立小中学校の教室に掲示するように定めるケン

(2) Books v. City of Elkhart, 235 F.2d 292, 294-95 (7th Cir. 2000). 後述7-②を参照。

(3) Anderson v. Salt Lake City Corp., 475 F.2d 29, 33-34 (10th Cir. 1973).

(4) Engel v. Vitale, 370 U.S. 421(1962) (祈り); School District of Abington v. Schempp, 374 U.S. 203 (1963) (聖書朗読).

タッキー州法が問題となり、最高裁の判事5人による匿名意見(per curiam)は、目的と効果の宗教性を理由に違憲と判断した。

州法は、「十戒の世俗的使用は、西洋文明の基本的法規範及び合衆国のコモン・ローとして十戒を採用したことに明らかに見られる」との注意書きを付けるように定めていたが、判決は、「教室の壁に十戒を掲示することの顕著な目的は、明らかに宗教的な性質のものである。十戒がユダヤ及びキリスト教の信仰において神聖な文書であることは否定できない。州議会が世俗的と思われる目的を掲げても、当法廷はその事実を目を閉ざすことはできない」と述べた。効果についても、「印刷した十戒の掲示に何らかの効果があるとすれば、それは生徒に十戒を読み、考え、事によると崇め、従うように仕向けることであろう。しかしこれは、私的な信仰としては望ましくても、国教禁止条項で許される州の目的ではない」とする⁽⁵⁾。

しかし、口頭弁論を経ない略式の手続で、州の第1審及び最高裁の合憲判決を破棄したことに4人の判事が反対した。2人は正式審理を求め、1人は一見する限り州裁判所が正しいとする短い反対意見を述べた。そしてレンクイスト判事(現長官)は、法廷意見は独断による主張(ipse dixit)に過ぎず、州が主張する世俗目的である、世俗法の発展に対する十戒の影響を生徒に気付かせることを尊重すべきとする反対意見を展開した⁽⁶⁾。

また、法廷意見が、「歴史、文明、倫理、比較宗教等を適切に学習する際に、憲法に違反せず聖書を用いることができ、そこでは十戒は学校の教科課程に組み込まれている。本件は、そのような事件ではない」と述べたことは、十戒の展示が合憲となる余地を残すものと解された⁽⁷⁾。

このような事情から生じた下級審判例については、アラバマ州の事件を見た後に改めて触れることにする。

(5) Stone v. Graham, 449 U.S. 39, 41-42 (1980) (per curiam).

(6) *Id.* at 43-46.

(7) *Id.* at 42.

2. 「十戒判事」

1993年6月にアメリカ自由人権協会アラバマ支部(ACLUA)は、ホーンズビイ州最高裁判所長官(当時)に手紙を送った。多くの下級裁判所で陪審員の宣誓後に聖職者を招いて行なわれる祈りについて苦情があり、違憲訴訟を避けるため、州の司法行政権を持つ長官がこの慣行をやめさせるように求めるものであった。州最高裁は、下級裁判所裁判長の会合で手紙の写しを配布して注意を喚起するにとどめ、多くの判事は従わなかったために、ACLUAは94年7月に再び対応を求める手紙を送り、その後訴訟に至ったのである。⁽⁸⁾

95年3月、連邦地方裁判所にAlabama Freethought Ass'n v. Moore [以下AFA]訴訟を起こしたのは、政教分離の徹底を求める非営利団体及びその会員と、エトワ(Etowah)郡の市民であった。当時は郡巡回裁判所(第一審裁判所)にいたムーア判事が、陪審を組織する際に行なわせていた祈りと、法廷の裁判官席の背後に十戒を記した紫檀の額を掲げていたことについて、違憲確認と差し止めを求めたのである。

地裁は95年7月に、原告がいずれも原告適格を欠くことを理由に訴えを却下した。①原告の一人が過去に、判事が陪審員に対して祈りと忠誠の誓いを唱えるように促す様子や、十戒の額を見たことは、将来に向けての差し止めとは関係がない。②第11巡回区連邦控訴裁判所(アラバマ州等を管轄する)の判例は、違憲確認や差し止めを求める原告が、通常の活動で係争行為と接触することを原告適格の要件とするが、原告が将来、陪審員や訴訟関係者として判事の法廷に出頭させられる可能性は現実かつ切迫した(real and immediate)ものとは言えない。③十戒の掲示や祈りに税金が使われたことは立証されていないので、納税者訴訟の原告適格もない、というのである。⁽⁹⁾

ムーア判事は95年4月に訴えの却下を申し立てたが、申し立てと同じ日に、

(8) Alabama ex rel. James v. ACLU of Alabama, 711 So. 2d 952, 954-55 (Ala. 1998).

(9) Alabama Freethought Ass'n v. Moore, 893 F.Supp. 1522, 1533-43 (N.D. Ala. 1995).

州のジェームズ知事とセッションズ司法長官(いずれも当時)は、ACLUA、AFA 訴訟の原告、そして被告のムーア判事に対する訴えを州の巡回裁判所に起こした。判事を支持して、州裁判官に法廷での祈りを認める州の方針やムーア判事の行為が、合衆国及び州憲法いずれの国教禁止条項にも反しないことの確認を求めるものであった。AFA 判決後、ACLUA と AFA 事件の原告は、州(後に被告を州最高裁長官に変更)に対して、法廷での祈りや十戒掲示の違憲確認と差し止めを求める反訴を起こした。巡回裁は96年11月に法廷での祈りを、97年2月には十戒単独での掲示をそれぞれ違憲と判断したために州とムーア判事は州最高裁に上告した。これが *Alabama ex rel. James v. ACLU of Alabama* である。

事件に対する社会の反響は、多くの第三者が意見書を提出し、いずれかの当事者を支持する相当数の手紙が寄せられ、当初から地域及び全国で報道がなされたことに触れる判決文からも窺われる。しかし判決は言う。「この訴訟が社会の論争に火をつけたことは明らかである。だからと言って、論争が司法判断に適した (justiciable) ものになるわけではない」⁽¹⁰⁾。

判決は事件の司法判断適合性を2つの局面に分けて検討し、まず州とムーア判事との訴訟については、「実際には互いに支援し合って」おり「表面上の当事者対立 (facial adverseness) さえ存在しない」状況にあり、裁判所が勧告的判決を得るために政治的に利用されることにもつながって、司法判断に適さないとした。また、ACLUA 等の州最高裁長官に対する反訴についても、長官が反訴原告の権利を救済できないことを理由に、適合性を認めなかった。州憲法によれば、下級裁判所の監督に関わる規則を制定するのは州最高裁(裁判官会議)の権限であり、この規則等に基づいて長官が司法行政権を行使するのであるから、長官は単独で下級裁判所裁判官の行為を監督する(本件の場合、法廷での祈りや十戒の掲示をやめさせる)権限を持たないとい

(10) *Alabama ex rel. James*, 711 So. 2d at 959.

うのである。⁽¹¹⁾

フーパー長官(当時)を初め4人の判事が回避したため、残る5人が判決を下した。上述の意見に加わった判事は3人であり、これに対して2人は巡回裁判所の判決を破棄し、訴えを却下する結論にのみ同意した。そのうち1人は、ムーア判事の行為は憲法に違反しないと述べている。

2つの事件によってムーア判事の名は全国に知られたが、その言動で裁判官としての適格性に疑問を持たれ、96年から州裁判官審査委員会(Judicial Inquiry Commission)による審問を受けた。委員会は約2年間調査を続けたが、告発に値する非行はないとして調査を打ち切った。ただし州裁判官倫理典範(Canons of Judicial Ethics)に照らして、十戒訴訟に関する行動に問題があったと警告している。

判事は委員会の調査について、憲法の適正手続保障や州民事訴訟規則違反等を理由に、州最高裁に禁止令状(writ of prohibition)及び権限開示令状(writ of quo warranto)を求めるEx Parte Mooreを98年10月に起こしている。判事は、委員会が調査のために発した召喚令状(subpoena)について通知がなかったことを問題にしているが、その主張によると、委員会は法廷の実態を尋ねるため弁護士等を証人として召喚し、判事の銀行取引記録を調査し、95年の訴訟を支援する「ムーア判事基金」に対する献金者や金額に関する情報を求めたという。⁽¹²⁾

訴えは、2000年3月に利益の喪失(moot)を理由に却下された。判決は7人の判事による、結論のみの匿名意見であったが、フーパー長官は、委員会の活動の曖昧さを危惧する反対意見を書き、残る1人は州最高裁長官選挙に立候補する意向を理由に回避した。ムーア判事もまた、訴訟で高めた知名度を利用して長官選挙立候補を表明していたのである。

長官選挙でムーア判事の陣営は、「十戒判事(Ten Commandments Judge)」

(11) *Id.* at 961-64.

(12) *Ex parte Moore*, 773 So. 2d 437, 437-38 (Ala. 1998) (フーパー長官の反対意見).

の標語を用い、「法の倫理的根拠を取り戻すこと」を公約に掲げて戦い、2000年11月7日に当選を果たした。選挙資金寄付者への礼状には、「来年の今頃に、ムーア長官指導の下で、十戒がアラバマ州最高裁に展示され、アラバマ州のあらゆるパブリック・フォーラムで神を認めることが許され、奨励されることが我々の望みです」とあった。⁽¹³⁾翌年1月15日にムーア判事は第28代州最高裁長官に就任する。しかし、彼は再び十戒に関わる事件を起こし、その任期(6年)を全うできなかったのである。

3. 十戒記念碑の設置

ムーア長官は当選後間もなく、公約に基づいて「法の倫理的根拠」を表現し、「人間に対する神の支配」を示す記念碑の設計を始め、2001年7月31日の夜、州都モンゴメリーにあるアラバマ州裁判所庁舎内の円形広間に5,280ポンド(約2.4トン)の御影石製記念碑が設置された。⁽¹⁴⁾大きさ、形、色、場所といった制作と設置に関わる判断は長官の一存でなされ、8人の最高裁陪席判事は同意も関知もしていなかった。公金の支出はない。記念碑の設置と除幕式(8月1日)の様子は、アラバマ州の主要都市を網羅する福音派キリスト教放送局「コーラル・リッジ聖職者(Coral Ridge Ministries)」だけが撮影していた。1995年の訴訟でも、この放送局は「ムーア判事基金」に17万ドルを寄付している。⁽¹⁵⁾

州裁判所庁舎には州最高裁判所、刑事控訴裁判所、民事控訴裁判所、州法律図書館、アラバマ州裁判所事務局がある。庁舎の正面玄関を入った広間にロープで囲われた記念碑が置かれていた。一般用廊下やエレベーター、法律図書館は広間につながっており、公衆便所を使う者も記念碑のわきを通ら

(13) *Glassroth v. Moore*, 229 F.Supp. 2d 1290, 1294, 1317 (M. D. Ala. 2002).

(14) 以下本文の事実関係は、概ね地裁判決の整理による (*Id.* at 1294-97).

(15) コーラル・リッジは撮影したビデオテープを販売し、組織の活動資金(長官の訴訟費用を含む)に充てている (*Moore v. Judicial Inquiry Comm'n of Ala.*, 2004 WL 922668, at *12 n. 2).

なければならない。庁舎を訪れた者は誰でも目にするように、長官が場所を決めたのである。

記念碑は幅・奥行約3フィート(90cm)、高さ約4フィート(120cm)の直方体であり、上部は本を開いた形の笠石になっていた。笠石は正面から見えるように傾けられ、欽定訳聖書の出エジプト記から引用した十戒が刻まれている。書見台に開いた聖書が置かれている様子を思わせる形である。¹⁶⁾

記念碑の4つの側面には、法と神に関わる14の引用文が刻まれている。前面には独立宣言にある「自然法と、造物主たる神の法」と、マディソン、ブラックストーンらが自然法と神の法との関係について語った言葉。裏面には1789年裁判所法にある「神よ我を助けたまえ」と、ワシントンらが宣誓と裁判について語った言葉。右側面には国の標語「我ら神を信ず」と、アラバマ州憲法前文や国歌からの引用。左側面には1954年に忠誠の誓いに加えられた「神の下にある一つの国民」と、ジェファソンらが、自由と倫理は神の権威に基づくと述べた言葉。いずれの側面でも最初に掲げた言葉は大きく、関連する文章は小さく刻まれている。長官によれば、引用文が側面に刻まれたのは、人間の言葉を神の言葉と同列にはできないためである。¹⁷⁾

後の訴訟において、地裁判事は当事者の求めに応じて記念碑を見分し、「裁判所庁舎によくある厳粛な雰囲気だけではない、それ以上の荘厳な何か」があり、「記念碑とその周囲は、本質的に庁舎の中にある聖別された場所、宗教的聖域であるとの印象を受けた」と述べている。¹⁸⁾ 庁舎を訪れた者や職員は、広間を祈りの場所としてふさわしいと考え、実際に祈る者も多かった。

長官は除幕式の挨拶で、記念碑は「法の倫理的根拠」を表現しており、州の法曹や庁舎を訪れる人々に、正義を確立するため「全能の神の恩恵と導き」(州憲法前文)を祈らなければならないことを思い起こさせる役割を果たすと説明した。「我々に権利を与えたのは神でなく政府であると主張する」裁判

(16) 記念碑の写真：Glassroth, 229 F.Supp. 2d at 1320 (Appendix A).

(17) 引用文の内容：Id. at 1320-21 (App. B).

(18) Id. at 1295.

官や政府職員は、「法の倫理的根拠となっている絶対的基準から目を背けている」が、「我々はまず、神の支配を認め、すべての倫理の淵源を承認しなければならない」とも述べている。⁽¹⁹⁾

設置当初、長官は記念碑だけを置くつもりだったが、後に展示物を2つ加えた。9月末に、キング牧師が正しい法と不正な法について語った言葉と、フレデリック・ダグラスが「法の倫理的根拠」と題して奴隷制の不正を告発した演説の引用が書かれた大理石の銘板が、10月初めには、庁舎内で見つかった合衆国憲法の権利章典が書かれた真鍮板が、いずれも石碑から75フィート(約23m)離れた壁に掛けられた。これらは「法の倫理的根拠」の一環とされたが、記念碑ほどには目立たず、記念碑の前に立つ者には見えなかった。ある州議会議員は、キング牧師の「私には夢がある」演説を、無神論者の団体は、無神論の象徴である原子の彫刻を加えるように求めたが、長官は、記念碑の目的や広間の主題にそぐわないとして拒んだ。

4. 連邦地裁の違憲判決

記念碑の設置に対して3人の弁護士が国教禁止条項違反を主張して、連邦地裁に合衆国法典42編1983条⁽²⁰⁾による訴えを起こした。2つの訴訟は併合され、Glassroth v. Moore と呼ばれる。トンプソン(Myron H. Thompson)判事は、2002年10月11日に被告のムーア長官による忌避申し立てを退けた⁽²¹⁾後、11月18日に以下の違憲判決を下した。

1) 原告適格：連邦最高裁及び控訴裁の判例は、国教禁止条項違反を争うためには心理的反応を超える個人的損害(personal injury)が必要であり、公有地の利用に対する影響は、政府の行為を争うに十分な非経済的損害であ

(19) 除幕式での長官挨拶：Id. at 1321-24 (App. C).

(20) 42 U.S.C. § 1983. 人権保護法 (Civil Rights Act) の規定。法に基づいた行為の外観の下で、合衆国憲法や法律が市民に保障する権利等を奪われた者は、連邦裁判所に対して救済を求めることができる。

(21) Glassroth v. Moore, 229 F. Supp. 2d 1283 (M.D. Ala. 2002).

るとしている。原告はいずれもアラバマ州の裁判所で業務に就いているため、記念碑とも直接の接触があり、将来も職業上裁判所庁舎に入る義務があると考えられる。彼らは、記念碑が不快な(offensive)ものであり、彼らを「部外者(outsider)」のように感じさせると主張した。さらに2人の原告は、記念碑を避けるために庁舎に出掛ける回数を減らした。これは原告による広間の「利用と享受」に対する直接の悪影響である。

長官は、原告の主張は信用できないと反論した。①原告は、長官選挙の当時から被告の行為を不快に思っていたのであり、実際には記念碑によって不快を感じたわけではない。②原告は地域に積極的に関わる自律した思索家であり、「部外者」とは感じていない、というのである。しかし判決は、①原告が選挙当時から感じていた不快さと、記念碑に感じる不快さは一貫している。②原告が強靱で教養豊かな人間であることと、彼らが裁判所庁舎の中で部外者と感じた事実とは矛盾しない、として退けた。²²

2) 国教禁止条項違反：判決が依拠した審査基準は、政府の行為が①世俗目的を持ち、②主たる効果が宗教を促進も抑圧もしないこと、③政府と宗教の過度の関わり合いを促進しないこと、を検討するレモン基準²³である。

「ムーア長官が記念碑を設置した目的が世俗的でないことは明らかである」。除幕式での挨拶は、「記念碑が『法の倫理的根拠』を表現していると同時に、結局はこの根拠を与えた者、すなわちユダヤ・キリスト教の神を記念するものだったことを明らかにした」。裁判証言でも、記念碑の設計は、ユダヤ・キリスト教の神がアメリカの教会と国家を支配するという理解に基づいていると説明した。また、「目的が世俗的でないことは記念碑自体からも明らかである」。十戒は、ユダヤ及びキリスト教の信仰では疑いなく神聖な文書だが、殺人や盗みを禁じるなど、絶対的倫理の基準を示す世俗的側面を併せ持つ

(22) *Glassroth*, 229 F. Supp. 2d 1290, 1297-98. 原告適格については、拙稿「いわゆる政教分離訴訟における被侵害利益について」六甲台論集(法学政治学篇)43巻1号141頁以下(1996)、「国の宗教的行為による被侵害利益」宗教法16号183頁以下(1997)を参照。

(23) *Id.* at 1299 (*Lemon v. Kurtzman*, 403 U. S. 602, 612-13 (1971) を引用)。

ている。しかし、記念碑の形、神の支配と宗教の重要性に関わる内容を集めた聖書以外の引用文、そして「言葉に尽くせない、圧倒的に神聖な雰囲気」から、「この記念碑が宗教的外観を持つことには疑いの余地がない」⁽²⁴⁾。

政府庁舎や公有地に十戒を展示することは他にも例があるが、それらは設置の状況も性質も明らかに世俗的である。例えば連邦最高裁庁舎では、壁画の中に歴史上の立法者の一人としてモーゼが描かれているが、彼の持つ十戒は白紙の本を広げた形である。法廷の扉にも十戒が彫られているが、ライオンの頭など他の多くの装飾の中でほとんど気づかない上に、十戒も、広げた本にローマ数字の I から X が記されているだけである。⁽²⁵⁾

本件は、レモン基準以外の基準でも違憲となる点で独特である。かつてケネディ最高裁判事は、レモン基準も是認(endorsement)基準も国教禁止条項の判断基準としては不適切だと批判したが、「同条項が…巨大な十字架を市庁舎の屋根に恒久的に設置することを禁じているのは間違いない。…突出した宗教展示は、政府の影響力を、特定宗教に改宗させようとする顕著な努力の背後に置くことになるからである」とも述べている。本件記念碑の設置は、まさにこの場合に当たる。⁽²⁶⁾

「十戒記念碑の主要な効果が、宗教の促進であることも明らかである」。効果については、最高裁判例が採る是認基準、すなわち「合理的観察者(reasonable observer)が、問題の慣行を宗教の是認として認識するか否か」⁽²⁷⁾によって検討する。

合理的観察者の定義については、一般的観察者ではなく、「地域の歴史と状況、宗教的展示が現れた場所について知る者」が、判例の理解としてもっとも適している。このような合理的観察者は、ムーア長官が「十戒判事」と

(24) *Id.* at 1299-1300.

(25) *Id.* at 1300-01.

(26) *Id.* at 1301-02 (County of Allegheny v. ACLU, 492 U.S. 573, 661 (1989) におけるケネディ判事の一部同意・一部反対意見を引用)。

(27) *Id.* at 1302 (County of Allegheny, 492 U.S. at 630 におけるオコーナー判事の同意意見を援用)。

して選挙を戦い、「法の倫理的根拠を取り戻す」との公約を果たすために記念碑を設置したこと、除幕式では、正義を確立するために神の恩恵と導きを祈る必要を繰り返し強調したことを知っている。また、裁判所庁舎の広間がパブリック・フォーラムではなく、他の団体が展示物を置けないことを知っている。そして、記念碑の主な特徴は宗教的文書の十戒であり、その形や他の引用文の内容、周囲の雰囲気も宗教的であり、十戒の世俗的性質を強調するものは何もないところから、「記念碑が『十戒判事』によって設置されたと見る合理的観察者は、十戒に注目し、記念碑には宗教性を減じるものを何も見出さず、アラバマ州がキリスト教を促進または是認、支持または選好しているかのように感じるであろう」²⁸。

判決は脚注で、記念碑の設置は原告の主張しなかった「過度の関わり合い」にも当たると述べた。福音派放送局は、ムーア長官の訴訟費用とともに、自らの活動に対する支援をも目的とする募金活動を行ない、長官と記念碑を何度も番組に取り上げている。こうした事実から、「記念碑の設置は、長官とコーラル・リッジの共同事業と見ることができ」、「宗教活動が、政府職員である長官の記念碑設置によって後援され、金銭的支援を受けたと論じること」もできる」²⁹。

3) 被告の合憲主張：ムーア長官は、次の5つの理由から記念碑は国教禁止条項に反しないと主張したが、判決はいずれも退けている。

a. 歴史と伝統：本件にはレモン基準ではなく、Marsh v. Chambers 判決³⁰の手法によるべきである。同判決で最高裁は、植民地時代以来の歴史と伝統を理由に、ネブラスカ州議会の開会時に行なう祈りは憲法に反しないとしていた。そして、①裁判所の判断は長らく法の倫理的根拠に依拠してきた。②国の標語や貨幣、開廷時の祈りにも「神」の語が現れている。③首都ワシントンの裁判所及び政府庁舎にも、十戒の表示が多く見られることから、マー

²⁸ *Id.* at 1303-04.

²⁹ *Id.* at 1304-05 n. 2.

³⁰ 463 U.S. 783 (1983).

シュ事件と同様に記念碑も合憲である。⁽³¹⁾

これに対して判決は、①法の倫理的根拠に関する長官の理解は、神が教会と国家の源泉であり、支配者であるとの信念によるものだが、他の裁判官がそのような理解を共有しているとは考えられない。②恒久的な宗教的展示によって改宗への影響力を及ぼすことと、法の倫理的根拠に関する議論や、貨幣等で神を儀礼上認めることとは相当な違いがある。③他の十戒表示の多くは20世紀に入ってからのものであり、本件記念碑ほど極端な内容でもない、として歴史を理由に合憲とはできないと述べた。⁽³²⁾

b. 国教禁止条項の理解：原告も最高裁も、国教禁止条項に具体化された神と国家の歴史的関係を理解していない。旧約聖書によれば、神の支配の下で教会と国家は分離される。ジェファソンとマディソンが神と人間の関係について述べた文章からも、「分離」の概念は、市民政府を神の支配という信仰から分離するものではないと解される。神の支配を認識することが、教会と国家の分離という原則の源泉である。そしてユダヤ・キリスト教の神だけが、聖書の命じる教会と国家の分離を通じて、アメリカ人に彼らが選んだ信仰を持つ良心の自由を与えている。⁽³³⁾

判決は長官の主張について、信念の問題としてはともかく、アメリカ法の理解としては受け入れられないとする。①憲法修正1条の条文に何の根拠もなく、独立当時の諸文書も、国家権力は神ではなく人民に由来するとしている。②ユダヤ・キリスト教の神を優位に置く理解は最高裁判例とは相容れない。③長官の理解は神政(theocracy)につながる。⁽³⁴⁾

c. 宗教の定義：原告と最高裁は宗教を適切に定義していない。長官の定義では、宗教とは、造物主に対して負う義務と、その義務を果たす方法である。従って国教禁止条項は、神に対する義務とその履行について政府が定め

(31) *Glassroth*, 229 F.Supp. 2d at 1306-07.

(32) *Id.* at 1307-08.

(33) *Id.* at 1308-10.

(34) *Id.* at 1310-12.

ることを禁じるものである。

判決は、①この定義では最高裁の多くの違憲判決を否定することになるが、判例に拘束される下級裁判所には実行できない。②仏教やイスラム教を宗教と認めておらず、間違った定義である等として退けている。⁽³⁵⁾

d. 国教禁止条項の適用範囲：長官は、記念碑の設置は国教を樹立する「法」ではないと主張したが、これは州の憲法及び法律の定める司法行政権に基づく行為であり、国教禁止条項の対象になる。⁽³⁶⁾

e. 設置の目的と動機：長官は、原告が選挙や放送、集会等での長官発言から記念碑設置の「動機」を推測し、これを「目的」と混同していると主張した。しかし、長官の公式発言及び裁判証言、記念碑自体から、それ以外の発言を検討せずに違憲の目的を認定できる。また、立法の目的と立法者の動機が分かれる場合とは異なり、同じ人間の行為について目的と行為を区別するのは不自然かつ困難である。⁽³⁷⁾

4) 結語：「ムーア長官のしたことが、歴史や教育における十戒の重要性、あるいは善良な市民の模範となる規範としての重要性を強調するにとどまったなら、当裁判所は、かなり異なる事件を扱うことになったであろう。しかし…彼は、それをさらに遥かに超えた。ユダヤ・キリスト教の『神の支配』が、納税者市民個人の信仰…にかかわらず、この国のすべての市民に及ぶことを恒久的に認める宗教を樹立するという、具体的な目的と効果をもって、2.5トンの記念碑を政府庁舎でもっとも目立つ場所に設置して、すべての州納税者の税金で管理したのである。これに対して、国教禁止条項はノーと言う」。⁽³⁸⁾

原告は、地裁が長官に対して記念碑の撤去を命じるように求めたが、判決は、記念碑設置を違憲と宣言するにとどめて長官に30日の猶予を認め、それ

(35) *Id.* at 1312-14.

(36) *Id.* at 1314-15.

(37) *Id.* at 1316-17.

(38) *Id.* at 1318-19.

までに撤去されなければ、改めて差止命令(injunction)を出すことになるろうと述べた。

しかし、長官は記念碑を自発的に撤去しようとしなかったため、原告は12月6日に本案差止命令(permanent injunction)を申し立て、地裁(トンプソン判事)は12月19日に終局判決(final judgement)及び差止命令を下した。長官や職員等に対して、2003年1月3日までに撤去不作為をやめるように命じている⁽³⁹⁾。長官は命令が出た日に、連邦第11巡回区控訴裁に地裁判決に対する控訴を、地裁に控訴係属中を理由に差止命令の執行停止を申し立て、地裁(同判事)は12月23日に執行停止を認めた⁽⁴⁰⁾。

5. 連邦控訴裁の違憲判決

連邦控訴裁は2003年7月1日に、地裁判決を支持してムーア長官の控訴を棄却する判決を下した。カーネス(Carnes)判事が法廷意見を書き(1人が同調)、エドモンソン(Edmondson)首席判事は結論に同意するとのみ述べた。

1) 事実認定の方法：判決は長官の異議をいずれも退けている。①記念碑の見分に基づいて事実認定をすべきではないと言うが、積極的に見分を求めたのは被告側である。②判決前に地裁が事実認定を記録にせず、反論の機会がなかったと言うが、事実認定者は伝統的にそのようなことはしない。③地裁判事の記念碑に対する主観的印象に依拠すべきではないと言うが、これは合理的人間の認識に関する「社会的事実(social facts)」認定の一環である⁽⁴¹⁾。

2) 原告適格：3人の弁護士は職業上の必要から定期的に裁判所庁舎に入る必要があり、記念碑の横を通らなければならない。接触を避けるために、自費で法律書を買ひ、電子検索を始めたり書類配達人を雇った者もいる。記念碑のために行動を変えた原告は、損害を被り、かつ被り続けるのであり、

(39) Glassroth v. Moore, 242 F.Supp. 2d 1067 (M. D. Ala. 2002).

(40) Glassroth v. Moore, 242 F.Supp. 2d 1068 (M. D. Ala. 2002).

(41) Glassroth v. Moore, 335 F.3d 1282, 1289-91 (11th Cir. 2003).

原告適格に関する判例の要件を満たしている。

長官は、原告が主張する損害は、宗教と政治に関する見解の相違に過ぎないと主張する。しかし、「長官の見解が、記念碑を見る原告の感情的損害を増幅することであろうが、最悪の損害は記念碑そのものから生じるのである」⁽⁴²⁾。

3) 国教禁止条項の解釈：控訴裁判決は、最高裁判例に基づいて長官の合憲主張を否定する形で記念碑設置の違憲性を論じている。

a. 適用範囲：ブラックストーンによる定義を援用して、市民に正しい行為を命じ、誤った行為を禁じる「法」でなければ、政府は自由に宗教を促進できると言うが、これでは裁判所や政府庁舎等の公共施設でも、宗教的展示や表現を公務員の考えで自由にできることになる。しかし判例はこれを否定している⁽⁴³⁾。

b. 宗教の定義：十戒は、個人が社会に対して負う世俗義務の倫理的根拠を表現するもので、造物主に対して負う義務ではないから宗教的ではないと言うが、ユダヤ・キリスト教の神に対する信仰を前提とした定義は、多元化した信仰・無信仰を平等に扱う現在の判例とは相容れない。また、判例は十戒を宗教文書と判断しており、その使用は合憲性審査の対象になる⁽⁴⁴⁾。

c. 審査基準とその適用：「最高裁判事や評釈者にはレモン基準を厳しく批判する者もあるが、最高裁も当裁判所も…用い続けている」。記念碑における十戒は、純粹に世俗目的での使用であるという主張には説得力がない。効果についても「当裁判所は地裁と同じ結論に達している。それは、ムーア長官が証言で、記念碑は『神の人に対する支配を反映している』と認めたことに当裁判所も同意することである」⁽⁴⁵⁾。

d. レモン基準の例外：レモン基準に反しても、マーシュ事件と同様に合

(42) *Id.* at 1292-93.

(43) *Id.* at 1293-94.

(44) *Id.* at 1294-95.

(45) *Id.* at 1296-97.

憲と言うが、裁判所庁舎に宗教的象徴を展示する伝統に関する証拠はない。神を認める建国以来の慣例も、本件のような記念碑を正当化するものではない。判例も同判決を、200年の歴史を持つ慣行すべてを合憲とするものとは解していない。⁽⁴⁶⁾

4) 判例との関係：当裁判所は、十戒を用いた郡上級裁の紋章は国教禁止条項に反しないと判決した[後述 7-⑥]。しかしこの事件は、非世俗目的の証拠がなく、紋章の十戒も小さいことが本件とは異なる。第3巡回区控訴裁は、裁判所庁舎外壁の十戒銘板を合憲と判断した[7-⑦]が、特に維持などもなされず、現在では目立たない場所にある点で本件とは区別される。本件の事実関係は、目立つ形で公有地に十戒を展示したことを違憲とした第6巡回区、第7巡回区控訴裁の判決[7-②~④]に近い。⁽⁴⁷⁾

「諸判決の違いは、宗教的象徴や展示に国教禁止条項を適用するときには、事実の詳細や状況が非常に重要であることを示している。当裁判所の判断は、必然的に本件限りである。当裁判所は例えば、政府が神を認めることはすべて当然に許されないとは言っていない。何人かの最高裁判事は、感謝祭を政府の休日と宣言したり、国の標語『我ら神を信じる』を貨幣に記したり、開廷時に『神よ合衆国とこの名誉ある法廷をお守り下さい』と祈る慣行は、宗教の是認ではないと述べている」⁽⁴⁸⁾。

5) 法の支配：ムーア長官は、①地裁の終局判決及び差止命令は、長官の権利及び権限を害する。②裁判所は憲法にのみ拘束され、他の機関の解釈には拘束されない。③長官は行政事務職員(ministerial officer)ではない。州司法制度の行政首長として職務を果たす場合には、より高度の司法機関に対する責任を負わない、と主張する。これでは、州または連邦における三権いずれかの長たる政府職員は、少なくとも連邦裁判所の命令に服さないことになる。高位の政府職員であれば、連邦裁判所命令の憲法適合性を自ら判断し、

(46) *Id.* at 1298.

(47) *Id.* at 1298-1300.

(48) *Id.* at 1300-01.

それによって行動できるというのは、かつて南部の州知事が人種共学問題において取ろうとしたのと同じ立場である。しかし、「政府高官は法の上にあるとの見解によって、知事たちが連邦裁判所の命令に従う義務を免れることはなかった。そして州最高裁長官が、本件における裁判所命令の遵守義務を免れることはない」。

「法の支配は、すべての上訴手段が尽くされたときには、万人が裁判所の命令に従うことを是非とも(does)求めている。州最高裁長官は…その原則に服することが期待されるべきである。当裁判所は、ムーア長官が通常の上訴手続によって地裁命令を覆すことができなければ、その暁には命令に従うことを是非とも(do)期待している。必要ならば、裁判所命令が執行される。法の支配が優越することになる⁽⁴⁹⁾」。

判決末尾における控訴裁の懸念は、間もなく現実のものとなった。

6. 記念碑の撤去と長官の解任

地裁は7月28日に長官の代理人と電話で協議して、裁量上告(certiorari)及びそれを理由とする執行停止を申し立てるか尋ねた。代理人は、長官は上告手続中の執行停止を定める上訴手続規則を知りながら、申し立てていないと答えた。控訴裁は7月30日に、判決に基づいて地裁に差止命令を執行するように命じ、地裁は8月1日に命令を受け取った。地裁は8月4日に、執行停止の解除に当事者の異議があるかを確認するため、再度協議した。長官は協議後に、書面で執行停止の解除及び差止命令の発給に反対した。「本件で裁判所は差止命令を出す権限または管轄権を持たない」との理由である。

しかし、長官は地裁にも控訴裁にも執行停止を求めなかったため、地裁(トンプソン判事)は8月5日に、再び終局判決及び差止命令を下した。⁽⁵⁰⁾ 差止

(49) *Id.* at 1301-03.

(50) *Glassroth v. Moore*, 275 F. Supp. 2d 1347 (M.D. Ala. 2003).

命令の執行停止を解除して、長官や職員等の関係者に、2003年8月20日までに、記念碑をアラバマ州裁判所庁舎の公的領域(裁判官室等の私的領域を除く)から撤去するように命じる内容である。

地裁は、差止命令が遵守されない事態を想定して、取り得る対応策を示唆している。原告が被告による民事上の裁判所侮辱(civil contempt)を申し立て、それが認められた場合には、長官とアラバマ州に対して相当額の制裁金を科す。例えば第1週は1日当たり5,000ドル、そして週ごとに金額を倍にして法が認める上限まで増額を続け、差止命令の実行まで、週末ごとに制裁金を裁判所へ納めさせるというのである。そして、撤去する義務はアラバマ州にあり、「当裁判所は現在、連邦と州の職員、あるいは連邦職員とその他の誰かとの物理的衝突といった展開は考えていない」と述べた。⁵¹⁾ 控訴裁判決が人種問題を引き合いに出したことに触発されたのであろうか。地裁は、執行官に対して判決謄本をアラバマ州知事、州司法長官、州収入役、州会計検査官、州裁判所事務局長に送達することを指示し、8人の州最高裁陪席判事と書記官にも送達することを命じている。

これに対してムーア長官は8月14日に「記念碑を撤去するつもりはない」と声明し、翌日連邦最高裁に、控訴裁に対する職務執行令状(writ of mandamus)及び禁止令状の発給を求める申し立てを行ない、差止命令の執行停止を地裁に申し立てた。しかし地裁(トンプソン判事)は8月18日に、次の理由で却下した。①地裁の差止命令について本来救済を求めるべき相手の控訴裁を避け、かつ通常の上訴手続から外すことはできない。②現在の状況は、通常の上訴手続を踏まない長官自身が招いたものである。③長官が差止命令に従わない場合について言及したのは、公共の安全と福祉の観点によるものである。④長官は、地裁が判決謄本を訴訟当事者でない州政府職員に送達したのはアラバマ州の主権に対する敬意を欠き、合衆国憲法修正11条(州の主権免責)に反するというが、これは逆に敬意を表したものである。⑤執行停

⁵¹⁾ *Id.* at 1349.

止の要件(本案勝訴の可能性, 申立人が回復不能の損害を被るおそれ, 当事者の損害, 公益の存在)をいずれも満たしていない。⁵²地裁は、「長官の申し立てから合理的に推測できるのは, 彼が実は連邦職員と彼自身の直接衝突を望んでいるのではないかということである」とさえ述べて, 長官に対する不信をあらわにした。⁵³

8月15日に長官は, 控訴裁に対して7月30日の控訴裁命令の取り消しと差止命令の執行停止を申し立てていたが, 8月19日に却下された。20日には最高裁にも申し立てたが, 同日却下された。⁵⁴結局, 地裁の差止命令が設定した期限の8月20日までに記念碑は撤去されなかったため, 原告は21日に地裁の示唆通り, 長官による裁判所侮辱を訴えた。

裁判所侮辱による州の損害を憂慮したプライヤー(William H. Pryor)司法長官は, 8月12日に, 差止命令に従うための行動を求める書簡を州最高裁陪席判事に送り,⁵⁵自らも州法が認める権限を行使する意思を表明した。20日の夕方には一般人の庁舎出入りが禁じられ, 警察は撤去に反対して記念碑そばから離れない者を排除した。陪席判事たちは21日, 長官欠席のまま裁判官会議を開いて長官の行政命令を覆し, 庁舎管理人に撤去に必要な措置を取るよう命じた。これを受けて司法長官は地裁に対し, 裁判所侮辱の訴えの利益は喪失したと通告した。同日午後, ムーア長官は記者会見で「私の同僚たちが地裁の命令に応じて…十戒記念碑の撤去を決定したことに大変失望した」と語る。8月27日, 長官の支持者たちが抗議する中で, 記念碑は裁判所庁舎の広間から撤去された。アラバマ州で作業を引き受ける業者がいなかったため, ジョージア州から来た5人の作業員が撤去に当たった。⁵⁶長官は9月26日,

⁵² *Glassroth v. Moore*, 278 F. Supp. 2d 1272, 1274-76 (M. D. Ala. 2003).

⁵³ *Id.* at 1275 n. 2.

⁵⁴ *In re Moore*, 124 S.Ct. 30 (2003).

⁵⁵ William H. Pryor Jr., *Christian Duty and the Rule of Law*, 34 CUMB.L. REV. 1,1 (2003).

⁵⁶ *Moore*, 2004 WL 922668, at *3; Jeffrey Gettleman, *Alabama's Top Judge Defiant On Commandments' Display*, N.Y. TIMES, Aug. 21, 2003 at A1, A22; *Thou Shalt Not, Colleagues Tell Alabama Judge*, N.Y. TIMES, Aug. 22, 2003 at A1, A20; *Monument Is Now Out of Sight, but Not Out of Mind*, N.Y. TIMES, Aug. 28, 2003 at A14.

最高裁に対して控訴裁判決について裁量上告を申し立てるが、11月3日に却下され、同日に職務執行令状及び禁止令状の申し立ても却下された。⁵⁷⁾

記念碑の撤去に抗議する人々は8月28日に、撤去を命じた州最高裁陪席判事を訴える。撤去は無神論を国教にすることだと主張したのである。しかし、地裁判決(トンプソン判事)も控訴裁の匿名判決も、①先例の拘束力、②国教禁止条項違反の救済自体が違憲であれば救済は不可能になる、との理由で訴えを棄却した。⁵⁸⁾

州裁判官審査委員会は8月22日、州裁判官倫理典範違反を理由にムーア長官を州裁判官懲戒裁判所(Court of Judiciary)に告発した。長官に対する裁判所の命令に故意に従わなかったのは、①裁判官に廉直(integrity)と独立性の保持を求める典範1条、②法に従い非行を避けるように求める2条A項、③司法の運営に害を及ぼす行為を避けることを求める2条B項に違反しているというのである。告発によって長官は職務を停止された。

長官は、差止命令は違法であり、違法な命令に従うことは就任時の憲法遵守宣誓に反すると主張したが、懲戒裁判所は11月13日に9人の全員一致で長官の典範違反を認定し、同種の事件の繰り返しを防ぐために長官職を解任した。⁵⁹⁾これに対して前長官は州最高裁に上告する。陪席判事は全員が担当を回避したため、ライリー(Bob Riley)知事は引退した州裁判官から7人を任命し、特別最高裁を組織して審理に当たらせた。そして特別最高裁も、2004年4月30日の判決で懲戒裁判所の判断を支持した。

前長官は次のように主張した。①記念碑が合憲であること、州に対する権限留保を定める合衆国憲法修正10条違反を理由に地裁命令は違法である。

②記念碑の撤去によって神の否定を強制するのは、州憲法が禁じる公務員の

⁵⁷⁾ Moore v. Glassroth, 124 S.Ct. 497 (*dening cert.*); In re Moore, 124 S.Ct. 467 (2003) (*dening mandamus*).

⁵⁸⁾ McGinley v. Houston, 282 F. Supp. 2d 1304 (M. D. Ala. 2003), *aff'd*, 361 F.3d 1328 (11th Cir. 2004) (*per curiam*).

⁵⁹⁾ 判決文は懲戒裁判所のホームページを参照(<http://www.judicial.state.al.us/documents/final.pdf>)。ただし、懲戒裁判所には裁判官資格を奪う権限はなく、次期選挙で当選すれば裁判官に戻る事ができる(アラバマ州憲法修正581条6節18項)。

宗教審査である。③典範の起草者は、聖書の教えに依拠した法倫理学者の影響を受けていた。④州最高裁は、懲戒裁判所の判断した制裁内容を変更できないとする判例を変更すべきである。

しかし判決はいずれも退けた。①連邦地裁命令の実体内容に関する審理は州裁判官懲戒裁判所の権限ではなく、上級の連邦裁判所の権限である。②本件の問題は、公務員が神を認める権利ではなく、合衆国憲法を支持すると誓いながら、記念碑の設置を違憲と判断した地裁の有効な命令に従うことを拒んだ公務員である。③裁判所の命令に従わなければならないとする法の支配の例外を認める根拠を何も示していない。④懲戒裁判所が科した制裁は適切であり、証拠記録に基づいている。⁶⁰

こうして一連の訴訟は一応の終結を見たのである。

7. 下級裁判所の判例

グラスロス事件控訴裁判決5-4)は、類似の事件との比較検討を行なっている。十戒の展示を扱った最近の主な判例について、いくつかの論点から整理しておく。

違憲判断：①郡裁判所(ジョージア州)庁舎内に十戒の額を掲示・Harvey v. Cobb County(1993), ②市庁舎(インディアナ州)玄関わきの十戒記念碑・Books v. City of Elkhart(2000), ③インディアナ州政府庁舎公園に十戒記念碑を再建・Indiana Civil Liberties Union v. O'Bannon(2001), ④ケンタッキー州政府庁舎敷地に十戒記念碑復活を企画・Adland v. Russ(2002)。

合憲判断：⑤コロラド州政府庁舎公園の十戒記念碑・State v. Freedom from Religion Found.Inc.(1995), ⑥十戒画像を含む郡上級裁(ジョージア州)の印章・King v. Richmond County(2003), ⑦郡裁判所(ペンシルヴァ

⁶⁰ Moore v. Judicial Inquiry Comm'n of Ala., No.1030398, 2004 WL 922668, at *6-12 (Sup. Ct. Ala. Apr. 30, 2004).

ニア州)庁舎壁面の十戒銘板・Freethought Soc'y of Greater Philadelphia v. Chester County (2003)。

1) 審査基準：グラスロス控訴裁判決5-3)cは、レモン基準に対する近年の最高裁内外における厳しい批判に言及しながら、同基準が明示的に変更されていないと指摘した。その際、効果の審査では是認基準を用いた地裁判決を支持している。

他の判決も、レモン基準は、Lynch v. Donnelly 及び County of Allegheny v. ACLU 判決が提唱・展開した是認基準によって修正・洗練されたと捉え、目的・効果審査の双方で、合理的観察者が政府の行為を宗教の是認または否認と捉えるか否か、あるいは政府の行為が、それを信奉しない者は政治共同体の部外者であり、信奉する者は優遇されるとのメッセージを出しているか否かを判断するものが多い。ただ、④アドランド、⑥キング判決はグラスロス判決と同様、効果審査のみに是認基準を組み込んでいる。これに対して⑦チェスター郡判決は、「国教禁止条項の正しい(審査)枠組み」を論じ、是認基準がレモン基準に取って代わり、目的審査は必要ないと述べる点で特色がある。しかし最高裁がレモン基準を用いる可能性を理由に、結局双方の基準によって審査している⁶²⁾。

「是認」か否かを判断する「合理的観察者」について、グラスロス地裁判決4-2)は、地域の歴史や展示の経緯・状況についてある程度理解している者とする⁶³⁾。この立場を明示するものに⑦チェスター郡判決があるが、他の判決は特に論じていない。

(61) Lynch, 465 U.S. 668, 688-89 (1984); County of Allegheny, 492 U.S. at 631 (いずれもオコーナー判事の同意意見)。是認基準については、土屋英雄「アメリカにおける政教分離と“保証”テスト」芦部古稀祝賀『現代立憲主義の展開 上』509頁以下(有斐閣・1993)、高畑英一郎「アメリカ連邦最高裁におけるエンドースメント・テストの限定的受容」法学研究年報(日本大学大学院)25号1頁以下(1995)を参照。

(62) Chester County, 334 F.3d 247, 261 (3d Cir. 2003)。

(63) Capitol Square Review & Advisory Bd. v. Pinette, 515 U.S. 753 (1995)における議論を検討した結果である(Glassroth, 229 F.Supp. 2d at 1302-03)。拙稿「公的空間における宗教的展示」神戸外大論叢49巻7号85頁以下・99-102頁(1998)を参照。

かくして、レモン基準の完全な放棄を前提とする判決も、レモン基準だけを用いる判決もない。また、①～④の違憲判決は、目的・効果のいずれかで宗教的と判断すれば直ちに違憲とするのではなく、双方について宗教的としている。レモン基準の「過度の関わり合い」審査については、原告の主張がないためにどの判決も言及していない。

2) 世俗目的の主張：被告側はいずれの事件でも、十戒が世俗法規範の基礎を成していると主張している。違憲判決では、アメリカ法の重要な歴史・法的基礎であると認める(①ハーヴェイ事件)、歴史・文化的意義を認め、共通の規範を若者に与える(②ブックス事件)、社会の核心にある価値を思い起こさせ、歴史と法的伝統に敬意を払う(③オバノン事件)、法における聖書の基礎を思い起こさせる(④アドランド事件)といった世俗目的の主張を、4)に示す判断要素によって退けている。

これに対して合憲判決では、世俗目的の主張を尊重している。⑤コロラド州判決では、青年育成の一環という記念碑寄贈者の意図とともに、公園を各団体の求めに応じて利用させるという、パブリック・フォーラムとしての意義を認めている。⁶⁴⑥キング判決では、文盲の者にも文書の法的有効性を認識させる(19世紀後期)という主張を疑わせる証拠はないと判断し、⑦チェスター郡判決では、十戒が法制度と政体の基礎を成すという真摯な主観的認識が行政側にあることを尊重した。⁶⁵

チェスター郡判決は、行政側主張の「主観に関する審査」をもって世俗目的を認定し、「合理的観察者が、十戒銘板は基本的法文書を記念していると認識するか否かに関する客観的審査」は「厄介で難しい問題」であり、「当

⁶⁴ Harvey, 811 F.Supp. 669, 677 (N.D. Ga. 1993), *aff'd without opinion*, 15 F. 3d 1097 (11th Cir.), *cert. denied*, 511 U.S. 1129 (1994); Books, 235 F.3d 292, 303-304 (7th Cir. 2000), *cert. denied*, 121 S.Ct. 2209 (2001); O'Bannon, 259 F.3d 766, 771 (7th Cir. 2001), *cert. denied*, 122 S. Ct. 1173 (2002); Adland, 307 F.3d 471, 480 (6th Cir. 2002), *cert. denied*, 123 S. Ct. 1909 (2003).

⁶⁵ State of Colorado, 898 P.2d 1013, 1023-24 (Colo. 1995), *cert. denied*, 516 U.S. 1111 (1996). パブリック・フォーラムでの宗教的展示については、拙稿前掲注63を参照。

⁶⁶ King v. Richmond County, 331 F.3d 1271, 1278 (11th Cir. 2003); Chester County, 334 F.3d at 268.

裁判所は意見を表明しない」と述べながら、脚注では原告の疑問(十戒が多くの近代法の基礎であり、アメリカ法と政体にとってもっとも意義深い文書だと言えるのか)にも「強い説得力」を認めている。⁶⁷⁾十戒の歴史的・法的・文化的影響といった問題について検討を避けるのは、果たして一つの見識と言えるのかどうか。

3) ストーン判決の扱い：最高裁が唯一直接十戒の問題を扱ったストーン判決は、当然各判決でも触れられている。違憲判決(①ハーヴェイ、②ブックス、④アドランド)は、十戒は宗教文書であり、行政が展示の世俗目的を公称するだけでは違憲性を免れないとの文脈で援用する。⁶⁸⁾しかし合憲判決は、ストーン判決の射程が限定されていることを重視する。⑤コロラド州判決は、公立学校の全教室という目立つ場所であり、年齢と受動性の点で影響を受けやすい生徒が対象だったことを理由に区別する。⑥キング、⑦チェスター郡判決は、十戒の使用がすべて違憲になるわけではないとする根拠に用いており、十戒の世俗法に対する影響を説くレーンクイスト反対意見にも触れている。⁶⁹⁾

4) 判断要素：十戒展示に関わる事件では、是認基準の扱い方よりも、審査の手法が重視されている。いずれの判決も、キリスト生誕群像(creche)を扱ったリンチ、アリゲニイ郡判決を援用して、宗教的展示の内容や、設置及び管理の状況を詳細に検討することが必要としている。こうして諸判決は、a) 展示物の内容、b) 展示物の大きさ、c) 展示の場所、d) 展示の組み合わせ、e) 周囲の展示、f) 展示の歴史といった、さまざまな要素を検討することになる。

違憲判決は展示物の宗教性を示す要素を強調し、行政の世俗目的主張が見せかけ(sham)に過ぎないと論じる。また、原告との協議によって憲法に触れない形での(法のさまざまな世俗的・宗教的源泉を取り揃えた)展示に変え

(67) 334 F.3d at 268-69 n.12.

(68) *Harvey*, 811 F.Supp. at 678; *Books*, 235 F.3d at 302, 304; *Adland*, 307 F.3d at 480-81.

(69) *State of Colorado*, 898 P.2d at 1022-23; *King*, 331 F.3d at 1276, 1282; *Chester County*, 334 F.3d at 262-63, 268.

るように求めたものもある(①, ④)。

①ハーヴェイ判決：a)十戒の文言が書かれた b)縦5・横3フィート(152・91cm)の額が、c)郡裁判所庁舎1階の法廷近くの壁に掛かっており、e)周囲に世俗的展示がない。⁽⁷⁰⁾

②ブックス判決：a)十戒の文言を刻んだ b)高さ6・幅3.5フィート(183・107cm)の石碑が、c)市庁舎前の敷地に設けられている。d)下部にユダヤ教の象徴であるダヴィデの星、キリストの名を示すギリシア文字 χ と ρ の組み合わせが刻まれて十戒の宗教性を強めており、上部にある国旗を掴む鷲は、宗教と政府との結び付きを示す。e)周囲の展示は戦没者記念碑だけで、石碑を文化遺産の一要素とは認識できない。f)友愛組合による寄贈式(1958年)にはプロテスタント、カトリック、ユダヤ教の聖職者が参加、挨拶している。⁽⁷¹⁾

③オバノン判決：a)十戒の文言を刻んだ b)高さ7・幅4フィート(213・122cm)、重さ6トン弱の石碑を、c)三権の機関が集まる州政府庁舎敷地に寄贈を受けようとした。d)権利章典を裏面に刻んでいたが、十戒の方が文字が大きく遠くからも見やすい上に、十戒の面を見るときには権利章典は見えない。1つの石碑に両方が刻まれているのは、かえって宗教と法との結び付きを連想させる。e)敷地には顕彰碑等があるが、石碑の直近には他の展示がなく、まとまった歴史的または法的意義を見出せない。f)1958年に友愛組合の寄贈を受けた石碑が91年に破壊された後、再建を図った。⁽⁷²⁾

④アドランド判決：a)十戒の文言を刻んだ b)高さ6・幅4フィート弱(183・122cm)の石碑が、c)三権の機関が集まる州政府庁舎敷地のほぼ中央にある。d)刻まれたアメリカ国旗等は、政府と宗教の結び付きを連想させる上、e)石碑は周囲の展示物より大きく、巨大花時計、戦没者記念碑等は、石碑の宗教性を打ち消すようなまとまった歴史的または文化的主題を示してい

(70) 811 F. Supp. at 671-72, 678.

(71) 235 F.3d at 302-03, 306-07.

(72) 259 F.3d at 772-73, 768-69.

ない。f)1971年に友愛組合の寄贈を受けたが、80年頃に建築工事のため保管庫に移され、2000年に州議会決議で復活を図った。⁽⁷³⁾

合憲判決では、違憲判断がなされた事件と類似の展示物について、宗教的要素を認めながらもそれを和らげ、打ち消す要素を動員し、行政の主張を尊重する結論に結び付ける。

⑤コロラド州判決：a)十戒の文言を刻んだ b)高さ4.5・幅2.5フィート(137・76cm)の石碑。ただし大きさには事実として触れるにとどまる。c)公園の目立つ場所ではない。d)(②ブックス事件と同様の)下部に刻まれたユダヤ教とキリスト教の象徴文様は、不寛容ではなく調和と多様性を示し、上部の鷲と国旗は愛国心の象徴である。e)公園には、原住アメリカ人像、戦争等の記念碑、自由の鐘の複製等、さまざまな文化現象や歴史を反映する多くの展示物があり、石碑の受け入れは、さまざまな団体に公園が開かれていることを示している。f)友愛組合の寄贈を受け、1989年に州が撤去要求を拒んだ後に訴訟となる。⁽⁷⁴⁾

⑥キング判決：a)開いた本にローマ数字のIからXだけが描かれた十戒を思わせる画像が、b)郡上級裁の法律文書公証印(直径1.5インチ弱)にある(約1インチ=2.5cm)。c)画像は印章の中央にはなく、印章は文書の下端または末尾に押されるだけで、公用便箋・封筒やウェブサイト、法廷には用いられない。d)法の象徴である剣との組み合わせ。f)少なくとも130年以上用いられてきた。⁽⁷⁵⁾

⑦チェスター郡判決：a)十戒の文言を記した b)縦50・横39インチ(127・99cm)の青銅製銘板が、c)郡裁判所・政府庁舎(1846年建設)外壁に取り付けられている。かつて正面玄関そばにあったが、現在は玄関の移設によって一般人が近づかない場所となり、周囲の歩道からも「十戒」の題名しか読めな

(73) 307 F.3d at 482, 486-88.

(74) 898 P.2d at 1015-16, 1023-25.

(75) 331 F.3d at 1283-86.

い。f)1920年に寄贈を受け、その後80年以上特に式典や維持等もなされなかった。裁判所庁舎自体が歴史的建造物として保護されるようになり、銘板もその一部と解される。2001年に郡が撤去要求を拒んだ後に訴訟となる。⁷⁶⁾

類似の十戒記念碑でも、②ブックス、④アドラント判決の違憲判断と、⑤コロラド州判決での合憲判断に分かれている。上部に刻まれた国旗を掴む鷲の姿を、前者は宗教と政府の結び付きと捉え、後者は愛国心の表現とする。下部に刻まれた文様も、前者では宗教性を強めるもの、後者では多様性の表現とされる。

⑥キング、⑦チェスター郡判決での合憲判断は、十戒の展示あるいは使用期間の長さを正当化事由の一つに用いている。特に後者ではマーシュ判決(4-3)a)を援用して、「最高裁は、歴史が宗教慣行の効果を変え得るとの立場を認めている⁷⁷⁾」と述べる。また、③オバノン、④アドラント事件は最近の復活企画、⑤コロラド州、⑦チェスター郡事件は撤去要求の拒否という事情の違いも結論を分けたものと見られる。

最高裁はストーン判決以後、本稿が主に取り上げたグラスロス事件も含め、十戒に関する事件を正面から扱っていない。しかし2001年、②ブックス事件の裁量上告申し立て却下をめぐって小さな議論があった。通例では却下の場合、結論のみが示されるにもかかわらず、この事件ではレーンクイスト長官が反対意見を書き(スカーリア、トーマス判事が同調)、石碑は法制度の発展における十戒の役割を示すものに過ぎず、他の記念碑とともに市の歴史と文化を反映していると論じ、40年間にわたり合憲性が争われなかったことを指摘して控訴裁判決を批判している。⁷⁸⁾これに対して、却下判断における反対意見を批判し続けているスティーヴンス判事は、神が人間の支配者であると宣している最初の部分が大きな文字で書かれていることや、寄贈式における聖

(76) 334 F.3d at 251-55, 265-67.

(77) *Id.* at 266.

(78) *City of Elkhart v. Books*, 121 S.Ct. 2209, 2212 (2001) (*dening cert.*).

職者の役割を無視している点が、この種の反対意見の不十分さを例証していると反論した。⁽⁷⁹⁾

8. 事件の意味

十戒関係訴訟におけるグラスロス事件は、やはり特異なものと言えよう。ムーア長官は公的発言でも裁判証言でも、記念碑を神と結び付けていた。記念碑は大きく、碑文はすべて神と関わる内容で占められ、裁判所庁舎に出入りする者は誰でも目に入る場所にあった。周囲の展示は目立たず、しかも神が関わる内容であった。広間は誰もが表現活動を認められるパブリック・フォーラムではなく、長官は庁舎管理権によって展示物を意のままにできた。記念碑は長官が(寄贈を受ける形ではなく)自ら、つい最近に設置させたものである。先に見た判例のいずれに照らしても、これらの要素をすべて備えている場合には合憲判断は導き難い。キング判決(7-⑥)で合憲判断に与したエドモンソン首席判事(結論に同意)も、グラスロス控訴審判決では違憲判断に同意している。

しかもムーア長官は、4-3)や5-3)で見たように神の下における政教分離、造物主との関係を前提とする宗教の定義等、判例とは隔たりのある独自の解釈に基づいて「世俗性」を主張した。⁽⁸⁰⁾「神を認めて何が悪い」と開き直っても、勝訴の可能性は低い。2で見た政教分離訴訟が、地方の一判事に過ぎなかったこのような人物を「英雄」に仕立て、公選によって州裁判官の頂点まで押し上げる結果をもたらしたのは皮肉なことである。

グラスロス事件で州政府当局は、地裁命令に従う形で事態を收拾したが、判決内容に賛成していたわけではない。州政府は1995年の訴訟でムーア判事

(79) *Id.* at 2209-10. 裁量上告申し立ての却下に関するスティーヴンス判事の見解については、宮城啓子「サーシオレイライ拒絶の意味」憲法訴訟研究会『アメリカ憲法判例』360-69頁(有斐閣・1998)を参照。

(80) See Roy S. Moore, *Religion in the Public Square*, 29 *CUMB. L. REV.* 347 (1999).

を支持しており、現在のライリー知事とプライアー司法長官(訴訟末期から在任)も、十戒の展示を合憲とする立場である。州裁判官懲戒裁判所が長官解任に必要な全員一致に達したことも、長官の人気の今なお高いアラバマ州での政治的不利を思えば、驚くべき結果と評された。⁸¹⁾

プライアー司法長官は石碑撤去後の2003年9月17日に、「キリスト教徒の義務と法の支配」と題して講演した。自分が長らく裁判所庁舎等での十戒展示を擁護し、最近も州議会議事堂に十戒を含んだ法の基礎に関する展示を設けたことに触れ、ブックス決定でのレーンクイスト反対意見と同様、十戒は西洋法の基礎と考えるから、その展示を国教の樹立とは思わないと言う。「にもかかわらず、連邦裁判所の差止命令に関する最近の論争では、私には倫理的かつ法的に従う義務があった。十戒記念碑を政府庁舎から撤去することは、私や他の公務員にキリスト教徒の義務を侵すように求めるものではない。…皇帝の裁判所庁舎における石碑の合法性は、皇帝の問題である」。そしてドレッド・スコット判決に対するリンカーンの態度を引き、誤った判決は政治(反対運動、裁判官任命権者の選挙、新たな訴訟の提起、そして憲法修正)を通じて覆す努力をすべきだと述べている。⁸²⁾

その政治は、十戒の展示を支持する傾向にある。ストーン事件が起こったケンタッキー州では、最近も数件の訴訟で十戒の掲示が争われている(7-④はその一つ)。⁸³⁾ 連邦議会下院は、十戒を公立学校の教室や法廷、政府庁舎に掲示することを支持する決議を採択している(1997及び98年3月、99年6月)。⁸⁴⁾ 7-②～④に示した控訴裁の違憲判決にはいずれも1人が反対しており、裁判所の判断も微妙であることを示唆している。

(81) Gettleman, *Alabama Panel Ousts Judge Over Ten Commandments*, N. Y. TIMES, Nov. 14, 2003 at A16. 懲戒裁判所のうち3人は州知事が法曹以外から任命する(アラバマ州憲法修正581条6節18項a)。

(82) Pryor, *supra* note 55, at 6, 8-10.

(83) Gregory M. Bartlett, *Displaying the Ten Commandments on Public Property: The Kentucky Experience: Wasn't It Written in Stone?*, 30 N. KY. L. REV. 163 (2003).

(84) Moore, *supra* note 80, at 347 n.1; Bartlett, *supra* note 83, at 163 n.5 (1999年の提案は、少年司法制度改革法案の一部として下院でのみ可決された)。

判例は概ね「宗教文書単独の公的展示は違憲」として、展示方法や状況が宗教性を打ち消すものかを検討しているが、その背後にあるのは、十戒が世俗法規範の基礎であり、歴史的・文化的意義を持つとの認識である⁸⁵。しかし、それを宗教戒律の部分を含めて公的機関に展示するのは、やはり信仰告白の一環である。十戒の掲示や記念碑の展示が世俗目的によるものであるとの主張は、たとえ1で見たような「善意」の現れであっても、たやすく肯定できるものではない。その意味で、記念碑の設置に際して「神」を連呼したムーア前長官は、州の政治風土という支えがあったにしても、少なくとも問題を糊塗する人ではなかったと言えるかも知れない。

85) ストーン判決でレーンクイスト反対意見は法廷意見を「独断」と非難したが、十戒のアメリカ法に対する影響について何ら歴史的根拠を示していない (Bartlett, *supra* note 83, at 169 n.61)。

*資料の収集に当たり、浮田徹氏(神戸大学講師)の助力を得たことを記して感謝する。